

地域と共に歩む 保護司

保護司は、犯罪や非行に関わった人たちの立ち直りを支え、再犯を防ぐために活動する地域のボランティアです。また、面接や犯罪予防活動などを通じて、更生支援に取り組んでいます。

保護司ってどんな人？

保護司は、保護司会から推薦され、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。ただし、給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。任期は2年で再任も可能です。区では現在、104人の保護司が、地域で幅広く活動しています。



問 合

生活支援課庶務係 ☎ 3579-2352

私は、面接を通して、対象者の「もう一度人生をやり直したい」という思いや、過去を振り返る言葉に耳を傾けています。対象者の日々の小さなありがたさに気づく姿や、ふと見せる笑顔に出会える瞬間に、大きなやりがいを感じています。そうした変化の兆しに触れるたびに、悩みや苦しみを抱えながらも一歩を踏み出そうとする姿に寄り添い、立ち直るきっかけを共に探しています。

過ちを経ても、一人ひとりが大切な存在であることを地域で認め合い、支え合うことが、明るい社会の実現につながると信じています。



板橋区保護司会
副会長
白熊繁一さん

活動内容



● **見守り**…更生に向けた指導・助言を行い、社会復帰を支援します。



● **サポート**…釈放後の生活に備え、住まい・仕事などの環境を整えます。



● **広報啓発**…犯罪予防活動を通じて、犯罪・非行の防止のための周知啓発を行います。

犯罪予防活動

犯罪・非行の防止と、犯罪・非行をした人たちの更生への理解を深めることを目的とした「社会を明るくする運動」など、安全で安心な地域社会を築く全国的な取組を行っています。



戸籍の振り仮名・旧氏の振り仮名の通知書をお送りします

戸籍に記載する予定の振り仮名の通知書と、住民票に記載する予定の旧氏の振り仮名の通知書を、それぞれ郵便でお送りします。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

▶ 対象

① **戸籍の振り仮名の通知**…本籍地が板橋区の方

② **旧氏の振り仮名の通知**…板橋区に住民登録があり、住民票に旧氏がある方

▶ 発送時期

① **戸籍の振り仮名の通知**

● 本籍地が板橋区の方…6月下旬～7月下旬

● **本籍地が他自治体の方**…自治体により異なりますので、到着までお待ちください。※詳しくは、本籍地へお問い合わせください。

② **旧氏の振り仮名の通知**…7月上旬

届出は原則不要

通知の振り仮名がご自身の認識と違う方は、令和8年5月25日(月)までに届出をお願いします。また、8年5月25日(月)までに、振り仮名が記載された証明書(住民票や戸籍謄本など)の発行を希望する場合は届出をお願いします。※届出方法など詳しくは、通知書・区ホームページをご覧ください。

問 合

● 戸籍の振り仮名について…

法務省コールセンター ☎ 0570-05-0310(平日 8時30分～17時15分)、

板橋区コールセンター ☎ 6744-4557(平日 8時30分～17時・第2日曜 9時～17時)

● 旧氏の振り仮名について…板橋区戸籍住民課住民台帳係 ☎ 3579-2207

